

改正労働施策総合推進法施行に伴うカスタマーハラスメントに関する基本方針制定について

2026 年 10 月 1 日施行改正労働施策総合推進法により、学校法人を含むすべての事業主に対しカスタマーハラスメントから構成員を保護するための雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されました。これに伴い、本法人においてもカスタマーハラスメントに関する基本方針を制定します。

【基本方針制定にあたって：東洋大学京北中学高等学校】

学校と生徒・保護者・地域住民等とのより良い関係を構築して行く為、本校は此れまで以上に、皆様からの正当な御意見・御相談・御要望を大切に参ります。同時に教職員の人格を否定する言動、威圧的な言動、長時間・反復的な要求等については、教職員と教育環境を守るため、組織として対応させていただきます。

【基本方針詳細等掲載先 URL】

<https://drive.google.com/file/d/1Zcd79byGm6HCU5PMm9VXbLiO8OcFCBmQ/view?usp=sharing>